

大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年 2 月 22 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 5 号

大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例

第 1 条 大阪広域水道企業団水道事業給水条例（平成29年大阪広域水道企業団条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（給水区域） 第 3 条 水道事業の給水区域は、大阪広域水道企業団水道企業条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第 2 号）第 3 条第 2 項第 1 号イに定める表の第 1 欄に掲げる事業（<u>泉南水道事業、四條畷水道事業、阪南水道事業、豊能水道事業、忠岡水道事業、田尻水道事業、岬水道事業</u>、太子水道事業及び千早赤阪水道事業をいう。以下これらを「市町村域水道事業」という。）ごとに第 2 欄に掲げる給水区域とする。 （給水装置の種類） 第 4 条 （略） （届出の義務） 第 7 条 使用者（第19条の承認を受けて、給水装置を使用する者をいう。以下同じ。）、所有者、<u>第 5 条の</u>代理人又は管理人（以下「使用者等」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ企業長に届け出なければならない。 （1）—（4） （略） 2 （略）	（給水区域） 第 3 条 水道事業の給水区域は、大阪広域水道企業団水道企業条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第 2 号）第 3 条第 2 項第 1 号イに定める表の第 1 欄に掲げる事業（四條畷水道事業、太子水道事業及び千早赤阪水道事業をいう。以下これらを「市町村域水道事業」という。）ごとに第 2 欄に掲げる給水区域とする。 （給水装置の種類） 第 4 条 （略） <u>2. 企業長が必要と認めるときは、給水装置の種類を指定することができる。</u> （届出の義務） 第 7 条 使用者（第19条の承認を受けて、給水装置を使用する者をいう。以下同じ。）、所有者、代理人又は管理人（以下「使用者等」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ企業長に届け出なければならない。 （1）—（4） （略） 2 （略）

(給水装置工事の申込み)

第10条 給水装置工事をしようとする者は、あらかじめ企業長に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、企業長が定める工事についてはこの限りでない。

2 (略)

(給水装置工事の施行)

第11条 (略)

2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行するときは、あらかじめ企業長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、次に掲げるときに企業長の工事検査を受けなければならない。ただし、企業長が定める工事についてはこの限りでない。

(1) 当該給水装置工事が完了したとき。

(2) その他企業長が必要と認めるとき。

3 前2項に定めるもののほか、指定給水装置工事事業者に関し必要な事項は、企業長が定める。

(工事費の算出方法)

第15条 (略)

(1) (略)

(2) 運搬費

(3)―(5) (略)

2 (略)

3 前2項に規定する工事費の算出に関し必要な事項は、企業長が定める。

(メーターの設置)

第20条 企業長は、前条の給水をするときは、料金の算定の基礎となる使用水量(以下「使用水量」という。)を計量するため、給水装置に企業団のメーターを設置する。ただし、企業長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(給水装置工事の申込み)

第10条 給水装置工事をしようとする者は、あらかじめ企業長に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 (略)

(給水装置工事の施行)

第11条 (略)

2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行するときは、あらかじめ企業長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事^{しゅん}竣工後に企業長の工事検査を受けなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、指定給水装置工事事業者に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

(工事費の算出方法)

第15条 (略)

(1) (略)

(2)―(4) (略)

2 (略)

3 前2項に規定する工事費の算出に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

(メーターの設置)

第20条 企業長は、給水するときは、料金の算定の基礎となる使用水量(以下「使用水量」という。)を計量するため、給水装置にメーターを設置する。ただし、企業長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、田尻水道事業においては、口径50ミリメートル以上のメーターは、当該メーターを取り付ける給水装置の使用者又は所有者にその負担により設置させる。

(メーターの保管)

第21条 (略)

2 (略)

3 保管者が前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失し、又は毀損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

第4章 (略)

(料金及び使用料の納付義務)

第25条 料金及び企業団のメーターの使用料(以下「使用料」という。)は、使用者から徴収する。

2 共用給水装置を使用する者は、料金及び使用料の納付について連帯して責任を負うものとする。

(料金及び使用料)

第26条 専用給水装置又は1戸若しくは1箇所当たりの共用給水装置の料金は、1月につき、使用水量に応じ、別表第1に定めるところにより算定した額に100分の108を乗じて得た額とする。

2 使用料は、1個1月につき、別表第2に掲げる額に100分の108を乗じて得た額とする。

3 前2項に定めるもののほか、料金及び使用料についての端数計算その他の計算の方法は、企業長が定める。

4 別表第1に掲げる用途は、企業長が別に定める適用基準により認定する。

5 (略)

2 (略)

(メーターの保管)

第21条 (略)

2 (略)

3 保管者が前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失し、又はき損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

第4章 (略)

(料金)

第25条 専用給水装置又は1戸若しくは1箇所当たりの共用給水装置の料金は、1月につき、使用水量に応じ、別表第1に定めるところにより算定した額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、使用者から徴収する。

2 共用給水装置を使用する者は、料金の納付について連帯して責任を負うものとする。

3 別表第1に掲げる用途の適用基準については、企業長が別に定める。

4 (略)

(特別な場合における料金及び使用料の算定)

第30条 企業長は、次の各号に掲げるときは、別に定めるところにより、料金又は使用料を算定する。

(1) 第28条第1項から第3項までの規定による計量日から次の計量日までの期間（以下「計量期間」という。）の途中で給水を開始し、中止し、若しくは停止し、又は給水装置を廃止したとき。

(2) 計量期間の途中で用途に変更があったとき。

(3) 計量期間の途中でメーターの口径に変更があったとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、料金又は使用料の算定の基礎となる事項に変更があったとき。

2 1個のメーターで2以上の専用給水装置又は共用給水装置の使用水量を計量するときの料金は、使用水量を各戸又は各箇所均等とみなして算定する。ただし、企業長が必要と認めるときは、各戸又は各箇所の使用水量を認定することができる。

3 貯水槽を設けて2以上の独立した住宅等の施設に給水するときの料金は、それぞれの施設の使用水量を各戸又は各箇所均等とみなして算定する。ただし、企業長が必要と認めるときは、それぞれの施設を独立した専用給水装置とみなして算定することができる。

4 1戸又は1箇所に2個以上のメーターを設置したときの料金は、メーターごとに計算する。ただし、企業長が必要と認めるときは、2個以上をもって1個とみなすことがある。

5 1の専用給水装置を2以上の用途に使用するものについては、その用途の適用は企業長が定める。ただし、企業長が必要と認めるときは、用途別に使用水量を認定し、料金を算定する。

(使用料)

第26条 千早赤阪水道事業において、メーターの使用料（以下「使用料」という。）は、1月につき、別表第2に掲げる額とし、使用者から料金と同時に徴収する。

(四條畷水道事業における料金の算定の特例)

第30条 四條畷水道事業において、第28条第1項から第3項までの規定による計量日から次の計量日までの期間（以下「計量期間」という。）の途中で給水を開始し、中止し、若しくは停止し、又は給水装置を廃止したときの料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号により算定した額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 使用日数が15日以内のものの基本料金は、第25条第1項に定める基本料金の2分の1の額、当該基本料金に係る水量区分の水量については、その水量区分の水量を2分の1とし、超過料金は、同項に定める超過料金に水量区分を設けるものについてはその水量区分の水量を2分の1として算定する。

(2) 前号の場合を除き、使用期間が定例日から翌月の定例日の前日までの期間を超えないときは、1月として算定した額

(3) 使用期間が前号の規定による期間を超えるときは、1月の料金に前2号のいずれかを加算した額

2 四條畷水道事業において、計量期間の途中で用途に変更があったときの料金は、それぞれの用途の使用日数により、前項の規定に基づき算定する。

3 四條畷水道事業において、1個のメーターで2以上の専用給水装置又は共用給水装置に給水する場合の料金は、使用水量を各戸又は各箇所均等とみなして算定する。

4 四條畷水道事業において、貯水槽を設けて2以上の独立した住宅等の施設に給水する場合の料金は、それぞれの施設の使用水量を各戸又は各箇所均等とみなして算定する。ただし、企業長が認めるときは、それぞれの施設を独立した専用給水装置とみなして算定することができる。

第31条及び第32条 削除

(太子水道事業における料金の算定の特例)

第31条 太子水道事業において、計量期間の途中で給水を開始し、中止し、若しくは停止し、又は給水装置を廃止したときの料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号により算定した額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 使用日数が15日以内のときは、一般用及び仮設用を適用する場合にあっては、基本料金は、第25条第1項に定める基本料金の2分の1の額、超過料金は、同項に定める超過料金に水量区分を設けるものについてはその水量区分の水量を2分の1として、湯屋用を適用する場合にあっては、基本料金は、同項に定める基本料金の2分の1の額、当該基本料金に係る水量区分の水量については、その水量区分の水量を2分の1とし、超過料金は、同項に定める超過料金の水量区分の水量を2分の1として算定する。

(2) 前号の場合を除き、使用日数が30日を超えないときは、1月として算定した額

(3) 使用日数が30日を超えるときは、1月の料金に前2号のいずれかを加算した額

2 太子水道事業において、計量期間の途中で用途に変更があったときの料金は、その使用日数が多い方の用途により算定する。ただし、使用日数が等しいときは変更後の用途による。

3 太子水道事業において、1戸又は1箇所に2個以上のメーターを設置したときは、メーターごとに基本料金を適用する。ただし、企業長が必要と認めるときは、2個以上をもって1個とみなすことがある。

4 太子水道事業において、1の専用給水装置を2以上の用途に使用するものについては、企業長が必要と認めるときは、用途別に水量を認定し料金を算定する。

5 太子水道事業において、共用給水装置に給水する場合の料金は、使用水量を各戸又は各箇所均等とみなして算定する。

6 太子水道事業において、貯水槽を設けて2以上の独立した住宅等の施設に給水する場合の料金は、それぞれの施設の使用水量を各戸又は各箇所均等とみなして算定する。ただし、企業長が認めるときは、それぞれの施設を独立した専用給水装置とみなして算定することができる。

(千早赤阪水道事業における料金等の算定の特例)

第32条 千早赤阪水道事業において、計量期間の途中で給水を開始し、中止し、若しくは停止し、又は給水装置を廃止したときの料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号により算定した額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 使用日数が15日以内のものの基本料金は、第25条第1項に定める基本料金の2分の1の額、従量料金は、同項に定める従量料金に水量区分を設けるものについてはその水量区分の水量を2分の1として算定する。

(2) 前号の場合を除き、使用期間が定例日から定例日の属する月の末日までの期間を超えないときは、1月として算定した額

(3) 使用期間が前号の規定による期間を超えるときは、1月の料金に前2号のいずれかを加算した額

2 前項の規定にかかわらず、千早赤阪水道事業において、臨時用を適用する場合にあっては、前項中「使用期間」とあるのは「使用日数」に、「定例日から定例日の属する月の末日までの期間」とあるのは「30日」と読み替えるものとする。

3 千早赤阪水道事業において、計量期間の途中で用途に変更があったときの料金は、その使用日数の多い方の用途により算定する。ただし、使用日数が等しいときは変更後の用途による。

4 千早赤阪水道事業において、計量期間の途中でメーターの口径に変更があったときの使用料は、その使用日数の多い方の口径により算定する。ただし、使用日数が等しいときは変更後の口径による。

5 千早赤阪水道事業において、1戸又は1箇所に2個以上のメーターを設置したときは、メーターごとに基本料金を適用する。ただし、企業長が必要と認めるときは、2個以上をもって1個とみなすことがある。

6 千早赤阪水道事業において、1の専用給水装置を2以上の用途に使用するものについては、企業長が必要と認めるときは、用途別に水量を認定し料金を算定する。

7 千早赤阪水道事業において、共用給水装置に給水する場合の料金は、使用水量を各戸又は各箇所均等とみなして算定する。

(料金及び使用料の徴収)

第33条 (略)

2・3 (略)

4 使用料は、料金と同時に徴収する。

(加入金)

第36条 給水装置の新設又は増径(改造のうちメーターの口径を増やす場合をいう。以下同じ。)の工事の申込者は、別表第3に掲げる額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)の加入金を納付しなければならない。

2 田尻水道事業において企業長が必要があると認めるときは、田尻町の区域外での給水装置の新設又は増径の工事の申込者は、前項の加入金に代えて、別表第3に掲げる額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)の特別加入金を納付しなければならない。

3 第1項の加入金又は前項の特別加入金は、給水装置の新設又は増径の工事の申込みの際に納付しなければならない。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、申込み後に納付することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、千早赤阪水道事業において、工事等のため臨時に給水装置を新設するときは、当該給水装置の新設の工事の申込者は、

(料金の徴収)

第33条 (略)

2・3 (略)

(加入金)

第36条 給水装置の新設又は増径(改造のうちメーターの口径を増やす場合をいう。以下同じ。)の工事の申込者から、別表第3に掲げる額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加入金として徴収する。

2 前項の加入金(以下「加入金」という。)は、給水装置の新設又は増径の工事の申込みの際に徴収する。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、申込み後に徴収することができる。

30,000円を上限として企業長が定める額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を保証金として納付し、工事期間6月を限度として、臨時加入金10,000円に100分の108を乗じて得た額を精算納付しなければならない。

5 既納の加入金（第1項の加入金、第2項の特別加入金又は前項の臨時加入金をいう。以下同じ。）は、特別な場合を除くほか、還付しない。

6 前各項に定めるもののほか、加入金に関し必要な事項は、企業長が定める。

第37条から第39条まで 削除

3 既納の加入金は、特別な場合を除くほか、還付しない。

（四條畷水道事業における加入金の算定の特例等）

第37条 前条の規定にかかわらず、四條畷水道事業において、次の各号に掲げる場合における加入金は、当該各号に定めるところにより算出した額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（1） 1個のメーターで2以上の専用給水装置に係る場合の加入金は、各戸又は各箇所の給水管と同一口径のメーターがそれぞれの各戸又は各箇所に設置されたものとみなして、各戸又は各箇所ごとに計算した加入金の合計額

（2） 貯水槽を設けて2以上の独立した住宅等の施設に給水する場合の加入金は、私設のメーターがあるときはそのメーターの口径により、私設のメーターがないときは、各戸又は各箇所の引込管の口径をメーターの口径とみなして、各戸又は各箇所ごとに計算した加入金の合計額

（3） 前2号の規定により難い場合の加入金は、前2号の例に準じて企業長が定める額

2 四條畷水道事業において、一時的な使用に供するため新設又は増径しようとする給水装置に係る加入金については、徴収しない。

（太子水道事業における加入金の算定の特例等）

第38条 第36条の規定にかかわらず、太子水道事業において、貯水槽を設けて2以上の独立した住宅等の施設に給水する場合の加入金は、各戸又は各箇所ごとのメーターの口径に応じた加入金の合計額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 太子水道事業において、一時的な使用に供するため新設又は増径しようとする給水装置については、仮設のものであっても加入金を徴収する。

（千早赤阪水道事業における加入金の算定の特例等）

第39条 第36条の規定にかかわらず、千早赤阪水道事業において、工事等のため臨時に給水装置を新設するときは、当該工事の申込者は、30,000円を上限として企業長が定める額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を保証金として納付し、工事期間6月を限度として、臨時加入金10,000円に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を精算納付しなければならない。

（四條畷水道事業における工事負担金）

第40条 （略）

2 前項の工事負担金（以下「工事負担金」という。）は、次に掲げる費用の合計額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（1）—（4） （略）

3 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を同項の合計額に加算する。

4 （略）

5 前各項に定めるもののほか、工事負担金に関し必要な事項は、企業長が定める。

（四條畷水道事業におけるメーター負担

（負担金）

第40条 （略）

2 前項の工事負担金（以下「工事負担金」という。）は、次に掲げる費用の合計額とする。

（1）—（4） （略）

3 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

4 （略）

5 工事負担金の額の算出に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

金)

第41条 四條堰水道事業において、メーターの口径が20ミリメートル以上の給水装置の新設又は増径の工事の申込者は、毎年時価を基準として定めるメーターの標準価額に100分の110を乗じて得た額（ただし、500円未満の端数は500円に、500円を超え1,000円未満の端数は1,000円にそれぞれ切り上げた額）に100分の108を乗じて得た額のメーター負担金を納付しなければならない。

2 (略)

(阪南水道事業における開発負担金)

第41条の2 企業長は、阪南水道事業において、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為による新たな給水の申込みに応じるため、水道施設の新設又は改良等の工事を必要とする場合には、当該給水を申し込もうとする者（以下「開発者」という。）から、開発負担金を徴収し、当該工事を施行する。ただし、企業長が開発者による工事の施行を認める場合は、この限りでない。

2 前項の開発負担金（以下「開発負担金」という。）の額は、工事に要する費用の総額（以下「工事総額」という。）を超えない範囲内で企業長が定める額とする。

3 開発負担金は、前納するものとし、工事に相当の変更が生じたときは、工事総額との差額を還付し、又は追徴する。

4 前3項に定めるもののほか、開発負担金に関し必要な事項及び第1項ただし書の規定により開発者が施行する工事に関することは、企業長が定める。

(太子水道事業における給水材料負担金)

第42条 太子水道事業において、給水装置の新設の工事の申込者は、別表第4に掲げる額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の給水材料負担金を納付しなければならない。

(手数料)

第41条 四條堰水道事業において、メーターの口径が20ミリメートル以上の給水装置の新設又は増径の工事の申込者は、毎年時価を基準として定めるメーターの標準価額に100分の110を乗じて得た額のメーター負担金を納付しなければならない。ただし、500円未満の端数は500円に、500円を超え1,000円未満の端数は1,000円にそれぞれ切り上げるものとする。

2 (略)

第42条 太子水道事業において、給水装置の新設の工事の申込者は、メーターの口径に応じ、別表第4に掲げる額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の給水材料負担金を納付しなければならない。

(手数料)

第43条 (略)

2 既納の手数料は、還付しない。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(料金等の徴収又は納付の方法)

第43条の2 料金、使用料、加入金、負担金（工事負担金、メーター負担金、開発負担金及び第42条の給水材料負担金をいう。以下同じ。）、手数料その他この条例に規定する費用（以下「料金等」という。）の納付は、納入通知書による払込み、口座振替その他の企業長が定める方法による。

(料金等の減免)

第44条 企業長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、料金等を減額し、又は免除することができる。

(給水の停止)

第49条 (略)

(1) 工事費、第23条第5項の規定による修繕費、料金等を納期限までに納付しないとき。

(2)―(4) (略)

(過料)

第51条 (略)

(1)―(3) (略)

(4) 料金等の徴収又は納付を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(料金等を免れた者に対する過料)

第52条 詐欺その他不正の行為により、料金、使用料又は手数料の徴収を免れ

第43条 (略)

(料金等の減免)

第44条 企業長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、料金、使用料、加入金、負担金（工事負担金、メーター負担金及び第42条の給水材料負担金（以下「給水材料負担金」という。）をいう。以下同じ。）、手数料その他この条例に規定する費用を減額し、又は免除することができる。

(給水の停止)

第49条 (略)

(1) 工事費、第23条第5項の規定による修繕費、料金、使用料、加入金、負担金、手数料その他この条例に規定する費用を納期限までに納付しないとき。

(2)―(4) (略)

(過料)

第51条 (略)

(1)―(3) (略)

(4) 料金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(料金等を免れた者に対する過料)

第52条 詐欺その他不正の行為により、料金、使用料、加入金又は手数料の徴

た者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1（第26条関係）

1 泉南水道事業

(1) 専用給水装置

メーターの 口径等	基本料金		超過料金	
	水量	金額	水量	金額（1立方メートルにつき）
20ミリメートル以下	0立方メートル	826円	1立方メートル以上6立方メートルまで	17円
			7立方メートル以上20立方メートルまで	137円
			21立方メートル以上30立方メートルまで	160円
			31立方メートル以上50立方メートルまで	193円
			51立方メートル以上100立方メートルまで	231円
			101立方メートル以上200立方メートルまで	268円
			201立方メートル以上	305円
25ミリメートル	0立方メートル	2,350円	1立方メートル以上100立方メートルまで	231円
30ミリメートル		3,550円	101立方メートル以上200立方メートルまで	268円
40ミリメートル		7,350円	201立方メートル以上1,000立方メートルまで	305円
50ミリメートル		12,350円	1,001立方メートル以上	324円
75ミリメートル以上		37,350円		
湯屋用	200立方メートルまで	17,850円	201立方メートル以上	154円

(2) 共用給水装置

用途	基本料金		超過料金	
	水量	金額	水量	金額（1立方メートルにつき）
共用栓	826円に世帯数を乗じて得た額		1立方メートルに世帯数を乗じて得た水量を超え6立方メートルに世帯数を乗じて得た水量まで	17円
			6立方メートルに世帯数を乗じて得た水量を超え20立方メートルに世帯数を乗じて得た水量まで	137円
			20立方メートルに世帯数を乗じて得た水量を超え30立方メートルに世帯数を乗じて得た水量まで	160円
			30立方メートルに世帯数を乗じて得た水量を超え50立方メートルに世帯数を乗じて得た水量まで	193円
			50立方メートルに世帯数を乗じて得た水量を超え100立方メートルに世帯数を乗じて得た水量まで	231円
			100立方メートルに世帯数を乗じて得た水量を超え200立方メートルに世帯数を乗じて得た水量まで	268円
			200立方メートルに世帯数を乗じて得た水量を超える分	305円

(3) 臨時用

水量	金額
1立方メートルにつき	486円

(4) 親メーター及び子メーターを設置するもの

水量	金額
親メーターの指示水量から子メーターの指示水量の総和を差し引いた水量1立方メートルにつき	150円

備考 「親メーター」とは、集合住宅等で貯水槽水道を設置するものにあつて、貯水槽水道上流のメーターをいい、「子メーター」とは、貯水槽水道末流に使用を区分するため設置したメーターをいう。

2 四條堰水道事業

用途	基本料金		超過料金	
	水量	金額	水量	金額（1立

				方メートル につき)
一般用	5 立方メートルまで	732円	—	—
	10立方メートルまで	1, 028円	10立方メートルを超え15立方 メートルまで	148円
			15立方メートルを超え25立方 メートルまで	178円
			25立方メートルを超え50立方 メートルまで	238円
			50立方メートルを超え100立 方メートルまで	296円
			100立方メートルを超え500立 方メートルまで	336円
			500立方メートルを超え1, 000 立方メートルまで	366円
			1, 000立方メートルを超える 分	386円
公衆浴 場用	300立方メートルまで	25, 200円	300立方メートルを超え1, 000 立方メートルまで	108円
			1, 000立方メートルを超える 分	118円
臨時用	5 立方メートルまで	3, 500円	5 立方メートルを超える分	600円

3 阪南水道事業

用途	基本料金		超過料金（水量1立方メートルにつき）							
	水量 （立方 メートル まで）	金額 （円）	8立方 メートルを 超え10立 方メー トルま で	10立方 メートルを 超え15立 方メー トルま で	15立方 メートルを 超え20立 方メー トルま で	20立方 メートルを 超え30立 方メー トルま で	30立方 メートルを 超え50立 方メー トルま で	50立方 メートルを 超え100 立方メ ートル まで	100立 方メー トルを 超え200 立方メ ートルま で	200立 方メー トルを 超える 分
家事専用	8	924	131円	150円	169円	206円	243円	290円	346円	383円
家事共同	8×戸 （室） 数	924× 戸 （室） 数								

家事共用	8	831	122円							
営業・会社・官公署用	20	3,174	—			216円	253円	299円	355円	392円
公衆浴場用	200	18,667	—							164円
工事・その他一時使用	20	6,667	—			415円				

4 豊能水道事業

用途	メーターの口径	基本料金	従量料金（水量1立方メートルにつき）							
一般用	20ミリメートル以下	1,180円	1 立方メートル以下	11 立方メートル以下	21 立方メートル以上	31 立方メートル以上	41 立方メートル以上	71 立方メートル以上	101 立方メートル以上	534円
	25ミリメートル	1,840円	1 立方メートル以上	11 立方メートル以上	21 立方メートル以上	31 立方メートル以上	41 立方メートル以上	71 立方メートル以上	101 立方メートル以上	
	30ミリメートル	2,620円	1 立方メートル以上	11 立方メートル以上	21 立方メートル以上	31 立方メートル以上	41 立方メートル以上	71 立方メートル以上	101 立方メートル以上	
	40ミリメートル	4,720円	1 立方メートル以上	11 立方メートル以上	21 立方メートル以上	31 立方メートル以上	41 立方メートル以上	71 立方メートル以上	101 立方メートル以上	
	50ミリメートル	7,360円	1 立方メートル以上	11 立方メートル以上	21 立方メートル以上	31 立方メートル以上	41 立方メートル以上	71 立方メートル以上	101 立方メートル以上	
	75ミリメートル以上	16,520円	1 立方メートル以上	11 立方メートル以上	21 立方メートル以上	31 立方メートル以上	41 立方メートル以上	71 立方メートル以上	101 立方メートル以上	
公共用	一般用の1.5倍の額									
臨時用	一般用のとおり		824円							

5 忠岡水道事業

用途	基本料金		超過料金	
	水量	金額	水量	金額（1立方メートルにつき）
一般専用・共用	8立方メートルまで	820円	9立方メートル以上	150円
			30立方メートルまで	
			31立方メートル以上	220円
			50立方メートルまで	

			51立方メートル以上 100立方メートルまで	300円
			101立方メートル以上	350円
工場用	50立方メートルまで	8,500円	51立方メートル以上 100立方メートルまで	300円
			101立方メートル以上	350円
公衆浴場用	500立方メートルまで	33,000円	501立方メートル以上	100円
官公署用	8立方メートルまで	900円	9立方メートル以上	350円
臨時用	水量1立方メートルにつき 550円			

6 田尻水道事業

用途	基本料金		超過料金	
	水量	金額	水量	金額（1立方メートルにつき）
専用家事用	8立方メートルまで	802円	9立方メートル以上 20立方メートルまで	159円
			21立方メートル以上 30立方メートルまで	181円
			31立方メートル以上 50立方メートルまで	197円
			51立方メートル以上	219円
共同家事用	8立方メートルまで	681円	9立方メートル以上 20立方メートルまで	159円
			21立方メートル以上 30立方メートルまで	181円
			31立方メートル以上	197円
官公署、工場、会社、 営業用その他	15立方メートルまで	2,858円	16立方メートル以上 30立方メートルまで	229円
			31立方メートル以上 50立方メートルまで	263円
			51立方メートル以上 200立方メートルまで	308円
			201立方メートル以上 500立方メートルまで	320円
			501立方メートル以上	365円
湯屋用	200立方メートルまで	14,797円	201立方メートル以上	121円
特殊用	4立方メートルまで	1,484円	5立方メートル以上	422円

7 岬水道事業

用途	基本料金		超過料金	
	水量	金額	水量	金額（1立方メートルにつき）
一般用	6立方メートルまで	829円	7立方メートル以上 10立方メートルまで	170円
			11立方メートル以上 20立方メートルまで	190円
			21立方メートル以上 30立方メートルまで	220円
			31立方メートル以上 40立方メートルまで	250円
			41立方メートル以上 50立方メートルまで	290円
			51立方メートル以上 70立方メートルまで	340円
			71立方メートル以上 100立方メートルまで	394円
			101立方メートル以上 200立方メートルまで	474円
			201立方メートル以上	554円
公衆浴場用	200立方メートルまで	30,229円	201立方メートル以上	200円
一時給水用	水量1立方メートルにつき 745円			

8 太子水道事業

用途	基本料金		超過料金	
	水量	金額	水量	金額（1立方メートルにつき）
一般用	0立方メートル	380円	1立方メートル以上10立方メートルまで	114円
			11立方メートル以上20立方メートルまで	138円
			21立方メートル以上30立方メートルまで	171円
			31立方メートル以上40立方メートルまで	195円
			41立方メートル以上50立方メートルまで	228円
			51立方メートル以上100立方メートルまで	261円

			101立方メートル以上150立方メートルまで	300円
			151立方メートル以上	338円
湯屋用	50立方メートルまで	3,619円	51立方メートル以上	95円
仮設用	0立方メートル	3,714円	1立方メートル以上	619円

9 千早赤阪水道事業

用途	基本料金	従量料金	
		水量	金額（1立方メートルにつき）
一般用	500円	1立方メートル以上10立方メートルまで	120円
		11立方メートル以上20立方メートルまで	140円
		21立方メートル以上30立方メートルまで	170円
		31立方メートル以上40立方メートルまで	190円
		41立方メートル以上	210円
業務用	3,700円	—	220円
臨時用	3,700円	—	620円

別表第2（第26条関係）

1 泉南水道事業

メーターの口径	金額
13ミリメートル	円 68
20ミリメートル	100
25ミリメートル	152
30ミリメートル	189
40ミリメートル	286
50ミリメートル	1,281
75ミリメートル	1,710
100ミリメートル	2,406
150ミリメートル	5,951
200ミリメートル	7,934
250ミリメートル以上	企業長が定める額

2 阪南水道事業

メーターの口径	金額
13ミリメートル	円 58
20ミリメートル	86

25ミリメートル	96
30ミリメートル	143
40ミリメートル	181
50ミリメートル	1,143
75ミリメートル	1,334
100ミリメートル	1,619
150ミリメートル以上	企業長が定める額

3 忠岡水道事業

メーターの口径	金額
13ミリメートル	円 150
20ミリメートル	250
25ミリメートル	270
40ミリメートル	400
50ミリメートル	2,000
75ミリメートル	2,500
100ミリメートル	3,000

4 田尻水道事業

メーターの口径	金額
13ミリメートル	円 89
20ミリメートル	168
25ミリメートル	224
40ミリメートル	336

5 岬水道事業

メーターの口径	金額
13ミリメートル	円 60
20ミリメートル	80
25ミリメートル	90
30ミリメートル	140
40ミリメートル	180
50ミリメートル	700
75ミリメートル	1,100
100ミリメートル	1,600
150ミリメートル以上	企業長が定める額

6 千早赤阪水道事業

メーターの口径	金額
13ミリメートル	円 92
20ミリメートル	185
25ミリメートル	370
30ミリメートル	555
40ミリメートル	740
50ミリメートル	2,777
75ミリメートル以上	4,629

別表第3（第36条関係）

1 泉南水道事業

メーターの口径	金額	
	新設	増径
13ミリメートル	円 52,000	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
20ミリメートル	130,000	
25ミリメートル	234,000	
30ミリメートル	364,000	
40ミリメートル	728,000	
50ミリメートル	1,274,000	
75ミリメートル	3,458,000	
100ミリメートル	7,098,000	
150ミリメートル	19,604,000	
200ミリメートル以上	企業長が定める額	

2 四條畷水道事業

メーターの口径	金額	
	新設	増径
20ミリメートル以下	円 180,000	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
25ミリメートル	360,000	
30ミリメートル	560,000	
40ミリメートル	1,070,000	
50ミリメートル	1,860,000	
75ミリメートル	4,840,000	
100ミリメートル	9,600,000	

150ミリメートル	24,700,000	
200ミリメートル以上	企業長が定める額	

3 阪南水道事業

メーターの口径	金額	
	新設	増径
13ミリメートル	円 130,000	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
20ミリメートル	170,000	
25ミリメートル	340,000	
30ミリメートル	510,000	
40ミリメートル	930,000	
50ミリメートル	1,500,000	
75ミリメートル	3,900,000	
100ミリメートル	7,400,000	
150ミリメートル	21,000,000	
200ミリメートル以上	企業長が定める額	

4 豊能水道事業

(1) 吉川、ときわ台、東ときわ台、光風台、希望ヶ丘及び新光風台の区域

メーターの口径	金額	
	新設	増径
13ミリメートル	円 200,000	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
20ミリメートル	300,000	
25ミリメートル	440,000	
30ミリメートル	660,000	
40ミリメートル	1,100,000	
50ミリメートル	5,500,000	
75ミリメートル	11,000,000	
100ミリメートル以上	企業長が定める額	

(2) 従前の野間口簡易水道事業及び高山簡易水道事業の区域

メーターの口径	金額	
	新設	増径
13ミリメートル	円 38,000	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
20ミリメートル	95,000	
25ミリメートル	171,000	

30ミリメートル	266,000	
40ミリメートル	533,000	
50ミリメートル	933,000	
75ミリメートル	2,533,000	
100ミリメートル以上	企業長が定める額	

(3) 従前の東部地区簡易水道事業の区域のうち余野及び木代の区域

メーターの口径	金額	
	新設	増径
13ミリメートル	円 495,000	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
20ミリメートル	761,000	
25ミリメートル	952,000	
30ミリメートル	1,142,000	
40ミリメートル	1,523,000	
50ミリメートル	1,904,000	
75ミリメートル	2,857,000	
100ミリメートル以上	企業長が定める額	

(4) 従前の東部地区簡易水道事業の区域のうち川尻及び切畑の区域

メーターの口径	金額	
	新設	増径
13ミリメートル	円 619,000	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
20ミリメートル	952,000	
25ミリメートル	1,190,000	
30ミリメートル	1,428,000	
40ミリメートル	1,904,000	
50ミリメートル	2,380,000	
75ミリメートル	3,571,000	
100ミリメートル以上	企業長が定める額	

(5) 従前の牧簡易水道事業の区域

メーターの口径	金額	
	新設	増径
13ミリメートル	円 711,000	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
20ミリメートル	1,095,000	
25ミリメートル	1,369,000	
30ミリメートル	1,642,000	
40ミリメートル	2,190,000	

50ミリメートル	2,738,000	
75ミリメートル	4,107,000	
100ミリメートル以上	企業長が定める額	

(6) 従前の寺田特設水道事業の区域

メーターの口径	金額	
	新設	増径
13ミリメートル	円 866,000	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
20ミリメートル	1,333,000	
25ミリメートル	1,666,000	
30ミリメートル	2,000,000	
40ミリメートル	2,666,000	
50ミリメートル	3,333,000	
75ミリメートル	5,000,000	
100ミリメートル以上	企業長が定める額	

5 忠岡水道事業

メーターの口径	金額	
	新設	増径
13ミリメートル	円 150,000	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
20ミリメートル	200,000	
25ミリメートル	300,000	
40ミリメートル	1,000,000	
50ミリメートル	1,500,000	
75ミリメートル	5,000,000	
100ミリメートル以上	企業長が定める額	

6 田尻水道事業

(1) 加入金

メーターの口径	金額	
	新設	増径
13ミリメートル	円 50,000	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
20ミリメートル	100,000	
25ミリメートル	200,000	
40ミリメートル	500,000	
50ミリメートル	900,000	
75ミリメートル	2,500,000	

100ミリメートル	4, 000, 000	
150ミリメートル	13, 000, 000	

(2) 特別加入金

メーターの口径	金額	
	新設	増径
13ミリメートル	円 250, 000	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
20ミリメートル	500, 000	
25ミリメートル	830, 000	
40ミリメートル	2, 500, 000	
50ミリメートル	5, 000, 000	
75ミリメートル	16, 000, 000	
100ミリメートル	25, 000, 000	
150ミリメートル	83, 000, 000	

7 岬水道事業

メーターの口径	金額	
	新設	増径
13ミリメートル	円 150, 000	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
20ミリメートル	200, 000	
25ミリメートル	280, 000	
30ミリメートル	460, 000	
40ミリメートル	930, 000	
50ミリメートル	1, 630, 000	
75ミリメートル	4, 620, 000	
100ミリメートル	9, 530, 000	
150ミリメートル	26, 320, 000	
200ミリメートル以上	企業長が定める額	

8 太子水道事業

メーターの口径	金額	
	新設	増径
13ミリメートル	円 160, 000	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
20ミリメートル	200, 000	
25ミリメートル	400, 000	
30ミリメートル	600, 000	
40ミリメートル	1, 000, 000	

50ミリメートル	2,000,000	
75ミリメートル	4,000,000	
100ミリメートル以上	企業長が定める額	

9 千早赤阪水道事業

メーターの口径	金額	
	新設	増径
13ミリメートル	円 160,000	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
20ミリメートル	200,000	
25ミリメートル	400,000	
30ミリメートル	1,000,000	
40ミリメートル	2,000,000	
50ミリメートル	4,000,000	
75ミリメートル以上	企業長が定める額	

別表第4（第42条関係）

メーターの口径	金額
13ミリメートル	円 10,000
20ミリメートル	12,000
25ミリメートル	15,000
30ミリメートル以上	企業長が定める額

備考 「給水材料」とは、止水栓、ボックス及びその他付属品をいう。

別表第5（第43条関係）

1 泉南水道事業

(1) 指定給水装置工事事業者指定手数料	1件	10,000円
(2) 設計手数料		
給水管の最大口径 30ミリメートル以下	1件	2,000円
同 40ミリメートル	1件	4,000円
同 50ミリメートル	1件	5,000円
同 75ミリメートル	1件	7,000円
同 100ミリメートル以上	1件	10,000円
(3) 設計審査手数料		
給水管の最大口径 30ミリメートル以下	1件	2,000円
同 40ミリメートル	1件	4,000円
同 50ミリメートル	1件	5,000円
同 75ミリメートル	1件	7,000円

同	100ミリメートル以上	1件	10,000円
(4) 工事検査手数料			
給水管の最大口径	30ミリメートル以下	1件	4,000円
同	40ミリメートル	1件	8,000円
同	50ミリメートル	1件	10,000円
同	75ミリメートル	1件	15,000円
同	100ミリメートル以上	1件	20,000円
(5) 給水中止、給水装置廃止手数料			
		1件	400円
(6) 証明手数料			
		1件	100円

2 四條 堰 水 道 事 業

(1) 指定給水装置工事事業者指定手数料			
		1件	10,000円
(2) 設計手数料			
ア 外部工事（配水管から止水栓まで）			
新設	給水管の最大口径	20ミリメートル以下	1件 3,000円
同 同	25ミリメートル以上	1件	5,000円
増設	給水管の最大口径	20ミリメートル以下	1件 3,000円
同 同	25ミリメートル以上	1件	5,000円
イ 内部工事（止水栓以降の給水装置）			
新設	給水管の最大口径	20ミリメートル以下	1件 2,000円
同 同	25ミリメートル以上	1件	3,000円
増設		1件	1,500円
(3) 設計審査手数料			
新設	給水管の最大口径	20ミリメートル以下	1件 1,000円
同 同	25ミリメートル以上	1件	2,000円
増設		1件	500円
(4) 工事検査手数料			
一般用		1件	1,500円
臨時用		1件	500円
私設共有管	共有管の最大口径	50ミリメートル以下	1件 3,000円
同 同	75ミリメートル以下	1件	5,000円
補修を要する場合の再検査についても、それぞれ同額とする。			
(5) メーター検査手数料			
		1件	300円
(6) 証明手数料			
		1件	300円

3 阪 南 水 道 事 業

(1) 指定給水装置工事事業者指定手数料			
		1件	10,000円
(2) 設計手数料			
		1件	1,500円（ただし、工事設計額が50,000円以上のときは、当該工事設計額の100分の4に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、そ

の端数を切り捨てた額) とする。)

- (3) 設計審査手数料 1 件 1,500円
- (4) 工事検査手数料 1 件 1,500円
- (5) 証明手数料 1 件 300円

4 豊能水道事業

- (1) 指定給水装置工事事業者指定手数料 1 件 20,000円
- (2) 指定給水装置工事事業者指定証再交付手数料 1 件 2,600円
- (3) 設計手数料 工事設計額の100分の5に相当する額に100分の108を乗じて得た額
(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
- (4) 設計審査手数料
 - 給水管の最大口径 25ミリメートル以下 1 件 4,000円
 - 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1 件 6,000円
 - 同 75ミリメートル以上 1 件 10,000円
- (5) せん孔立会手数料
 - 給水管の最大口径 25ミリメートル以下 1 孔 3,000円
 - 同 30ミリメートル以上40ミリメートル以下 1 孔 4,500円
 - 不断水せん孔 1 孔 6,000円
 - 切取分岐工事 1 箇所 7,500円 ただし、工事が勤務時間外の場合には5割増しとする。
- (6) 工事検査手数料 1 件 4,000円 ただし、水洗工事のみの場合は徴収しない。
- (7) 証明手数料 1 件 525円

5 忠岡水道事業

- (1) 指定給水装置工事事業者指定手数料 1 件 10,000円
- (2) 設計審査手数料
 - 給水管の最大口径 20ミリメートル以下 1 件 5,000円
 - 同 25ミリメートル 1 件 7,500円
 - 同 40ミリメートル 1 件 10,000円
 - 同 50ミリメートル 1 件 12,500円
 - 同 75ミリメートル以上 1 件 15,000円
 - 改造 1 件 5,000円
 - 変更 変更後の口径による。
- (3) 工事検査手数料 設計審査手数料の規定による。
- (4) 工事立会手数料 設計審査手数料の規定による。

6 田尻水道事業

- (1) 指定給水装置工事事業者指定手数料 1 件 10,000円
- (2) 設計審査手数料 1 件 1,000円

(3) 工事検査手数料 1件 1,000円

7 岬水道事業

(1) 指定給水装置工事事業者指定手数料 1件 10,500円
(2) 設計審査手数料 1件 1,050円
(3) 工事検査手数料 1件 1,050円

8 太子水道事業

(1) 指定給水装置工事事業者指定手数料 1件 10,000円
(2) 指定給水装置工事事業者指定証交付、再交付手数料 1件 2,000円
(3) 設計審査手数料 1件 3,000円
(4) 工事検査手数料 1件 3,000円
(5) 証明手数料 1件 300円

9 千早赤阪水道事業

(1) 指定給水装置工事事業者指定手数料 1件 10,000円
(2) 指定給水装置工事事業者指定証交付、再交付手数料 1件 2,000円
(3) 設計審査手数料 1件 500円
(4) 工事検査手数料 1件 500円
(5) 申込手数料 1件 500円
(6) 給水再開、中止、給水装置廃止手数料 1件 2,000円
(7) 証明手数料 1件 200円

第2条 大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(工事費の算出方法) 第15条 企業長が施行する給水装置工事の工事費は、次に掲げる費用の合計額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 (1)―(5) (略) 2・3 (略)	(工事費の算出方法) 第15条 企業長が施行する給水装置工事の工事費は、次に掲げる費用の合計額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 (1)―(5) (略) 2・3 (略)
(料金及び使用料)	(料金及び使用料)

第26条 専用給水装置又は1戸若しくは1箇所当たりの共用給水装置の料金は、1月につき、使用水量に応じ、別表第1に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。

2 使用料は、1個1月につき、別表第2に掲げる額に100分の110を乗じて得た額とする。

3・4 (略)

5 私設消火栓を消防の演習のために使用したときの料金は、演習1回につき消火栓1個当たり600円で計算した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、演習1回につき使用時間は5分以内とする。

(加入金)

第36条 給水装置の新設又は増径（改造のうちメーターの口径を増やす場合をいう。以下同じ。）の工事の申込者は、別表第3に掲げる額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の加入金を納付しなければならない。

2 田尻水道事業において企業長が必要があると認めるときは、田尻町の区域外での給水装置の新設又は増径の工事の申込者は、前項の加入金に代えて、別表第3に掲げる額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の特別加入金を納付しなければならない。

3 (略)

4 第1項の規定にかかわらず、千早赤阪水道事業において、工事等のため臨時に給水装置を新設するときは、当該給水装置の新設の工事の申込者は、30,000円を上限として企業長が定める額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を保証金として納付し、工事期間6月を限度として、臨時加入金10,000円に100分の110を乗じて得た額を精算納付しなければならない。

5・6 (略)

第26条 専用給水装置又は1戸若しくは1箇所当たりの共用給水装置の料金は、1月につき、使用水量に応じ、別表第1に定めるところにより算定した額に100分の108を乗じて得た額とする。

2 使用料は、1個1月につき、別表第2に掲げる額に100分の108を乗じて得た額とする。

3・4 (略)

5 私設消火栓を消防の演習のために使用したときの料金は、演習1回につき消火栓1個当たり600円で計算した額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、演習1回につき使用時間は5分以内とする。

(加入金)

第36条 給水装置の新設又は増径（改造のうちメーターの口径を増やす場合をいう。以下同じ。）の工事の申込者は、別表第3に掲げる額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の加入金を納付しなければならない。

2 田尻水道事業において企業長が必要があると認めるときは、田尻町の区域外での給水装置の新設又は増径の工事の申込者は、前項の加入金に代えて、別表第3に掲げる額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の特別加入金を納付しなければならない。

3 (略)

4 第1項の規定にかかわらず、千早赤阪水道事業において、工事等のため臨時に給水装置を新設するときは、当該給水装置の新設の工事の申込者は、30,000円を上限として企業長が定める額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を保証金として納付し、工事期間6月を限度として、臨時加入金10,000円に100分の108を乗じて得た額を精算納付しなければならない。

5・6 (略)

(四條堰水道事業における工事負担金)

第40条 (略)

2 前項の工事負担金(以下「工事負担金」という。)は、次に掲げる費用の合計額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1)―(4) (略)

3―5 (略)

(四條堰水道事業におけるメーター負担金)

第41条 四條堰水道事業において、メーターの口径が20ミリメートル以上の給水装置の新設又は増径の工事の申込者は、毎年時価を基準として定めるメーターの標準価額に100分の110を乗じて得た額(ただし、500円未満の端数は500円に、500円を超え1,000円未満の端数は1,000円にそれぞれ切り上げた額)に100分の110を乗じて得た額のメーター負担金を納付しなければならない。

2 (略)

(太子水道事業における給水材料負担金)

第42条 太子水道事業において、給水装置の新設の工事の申込者は、別表第4に掲げる額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)の給水材料負担金を納付しなければならない。

別表第5 (第43条関係)

1―3 (略)

4 豊能水道事業

(四條堰水道事業における工事負担金)

第40条 (略)

2 前項の工事負担金(以下「工事負担金」という。)は、次に掲げる費用の合計額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1)―(4) (略)

3―5 (略)

(四條堰水道事業におけるメーター負担金)

第41条 四條堰水道事業において、メーターの口径が20ミリメートル以上の給水装置の新設又は増径の工事の申込者は、毎年時価を基準として定めるメーターの標準価額に100分の110を乗じて得た額(ただし、500円未満の端数は500円に、500円を超え1,000円未満の端数は1,000円にそれぞれ切り上げた額)に100分の108を乗じて得た額のメーター負担金を納付しなければならない。

2 (略)

(太子水道事業における給水材料負担金)

第42条 太子水道事業において、給水装置の新設の工事の申込者は、別表第4に掲げる額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)の給水材料負担金を納付しなければならない。

別表第5 (第43条関係)

1―3 (略)

4 豊能水道事業

(1)・(2) (略)

(3) 設計手数料 工事設計額の100分の5に相当する額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(4)―(7) (略)

5―9 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 設計手数料 工事設計額の100分の5に相当する額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(4)―(7) (略)

5―9 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

(泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町及び岬町との水道事業の統合に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前に、大阪広域水道企業団統合に伴う関係条例の整理に関する条例（平成30年泉南市条例第42号）第3条第4号の規定による廃止前の泉南市水道事業給水条例（昭和46年泉南市条例第27号）、大阪広域水道企業団への水道事業統合に伴う関係条例の整理に関する条例（平成30年阪南市条例第19号）第8条第3号の規定による廃止前の阪南市水道事業給水条例（昭和47年阪南市条例第82号）、大阪広域水道企業団との水道事業統合に伴う関係条例の整理等に関する条例（平成30年豊能町条例第25号）第9条第3号の規定による廃止前の豊能町水道事業給水条例（平成9年豊能町条例第21号）、忠岡町水道事業給水条例等を廃止する条例（平成30年忠岡町条例第30号）第1項の規定による廃止前の忠岡町水道事業給水条例（平成9年忠岡町条例第25号）、大阪広域水道企業団統合に伴う関係条例の整理に関する条例（平成30年田尻町条例第18号）第3条第1号の規定による廃止前の田尻町水道事業給水条例（昭和33年田尻町条例第19号）又は岬町水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例（平成30年岬町条例第28号）第4項の規定による廃止前の岬町水道給水条例（平成9年岬町条例第17号）（以下これらを「廃止前の市町の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行前にした行為に対する過料の適用については、なお廃止前の市町の条例の例による。

(経過措置)

- 4 第2条の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めて計量する使用水量をもって算定する料金及び当該計量に係る使用料（施行日前から継続して給水をしている場合に限る。）については、同条の規定による改正後の大阪広域水道企業団水道事業給水条例第26条第1項又は第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、これにより難い特別の事情があると企業長が認める場合の料金及び使用料は、企業長が別に定める方法により算定する。